

デジタル時代の新たな著作権法 II
Innovation Policy としての著作権法
 ～次世代の著作権法を模索する～

2015年2月9日(月)
 午後1時30分～5時
 於：日本消防会館5F 大会議室

プログラム

1. 欧米判例動向の概観—近時の米国・CJEU（欧州裁判所）の動向：石新智規【40分】
2. 日本判例動向の概観—まねきTV・ロクラク事件再考と自炊代行控訴審：田村善之【30分】
 休憩【10分】
3. ディスカッション【110分】⇒ ●ディスカッション・ポイント ご参照ください
 モデレータ：石新智規氏
 パネリスト：田村善之氏、榊原美紀氏、渡辺弘美氏
 - デジタル時代における「私的複製」(private use)・「公衆送信」(communication to the public)の再考（私的利用・公衆送信のイノベーションによる拡大）
 - 利用行為主体論の再考（規範的評価による主体の拡大とイノベーションの萎縮）
 - 「壮大な自炊代行」Google Book Search に日本と欧州はどう対峙するのか—権利集中処理機関の可能性・孤児著作物立法の再考
 - 著作権法の変容：Innovation Policy, Communication Policy としての著作権法
 - 次世代の著作権法をどう実現するか
4. 質疑応答【20分】

※講師、内容、時間等、急遽変更される場合があります

●ディスカッション・ポイント（予定・抜粋）

（1） 総論

- 欧米の著作権リフォームの動きと日本の現状
- マリア・パランテ講演・公聴会証言から見えるもの
- 著作権立法（改正）過程のあり方—日欧米比較（審議会—パブリックコメント方式は有効か）
- 「立法過程に起因するバイアスの司法による矯正」（田村善之教授【当日登壇】）と現在の裁判実務
- 著作権法の原則と例外を逆転させるオプト・アウト制度の（例外的な）導入は可能か
- プラットフォーム事業者から見た日本著作権法
- スタートアップ事業者から見た日本著作権法（エントリーバリアとしての著作権法？）
- クリエイタ指向の著作権法（上野達弘教授）

裏面に続く

(2) 各論

- 公衆送信権：まねきTV事件、Aereo事件、TVCatch UP事件（結論としては同一）の射程距離は異なるか。公衆送信権はどこまで及ぶか
- クラウドビジネスの展開を支える著作権法上の対応（審議会での検討を踏まえて）
- デジタル時代における私的利用領域の拡大と著作権法30条1項（私的複製）の解釈（自炊代行控訴審判決を踏まえて）
- まねきTV・ロクラクⅡ最高裁判決の実務への影響をどう見るか
- 「ジュークボックス（業者ボタン押し）法理」（大淵哲也教授）は実務の指針足り得るか
- 補償金制度の行く末一日欧米比較
- 孤児著作物を含む多様な著作物利用ための集中管理機関の構築の可能性
- 改めて一般的権利制限規定のあり方を問う一日欧米比較

等

- 講 師 石新智規氏 弁護士、虎ノ門総合法律事務所
榊原美紀氏 パナソニック株式会社 知的財産センター 弁護士
田村善之氏 北海道大学大学院法学研究科教授
渡辺弘美氏 アマゾンジャパン株式会社 渉外本部 本部長

- 料 金 SOFTIC 賛助会員 6,480 円（税込）
一 般 9,720 円（税込）

✉ お申込み 以下にご記入の上メールまたはファックスにてお送り頂くか、必須事項（1-7）をメール本文に記載の上、お送り下さい。折り返し、請求書をお送りいたします。

TO: 2014-4@softic.or.jp or 03-3437-3398

[フリガナ] 1.会社名：	[フリガナ] 2.お名前：
[フリガナ] 3.部署名：	役職：
4.ご住所：〒 ー	5.E-Mail：
	6.TEL：
7.区分 ※□にチェックを入れて下さい <input type="checkbox"/> SOFTIC 賛助会員 (6,480 円、税込) <input type="checkbox"/> 一 般 (9,720 円、税込)	

※本申し込みにより取得した個人情報は、当財団主催のセミナー、シンポジウムのご案内以外の利用及び第三者への提供はいたしません